

企業買収時の事前再編に係る タックスヘイブン対策税制上の留意点

Issue 123, May 2020

In brief

企業買収に係るストラクチャリングにおいては、買収の目的・手段、対象会社の税務ポジション等を総合的に勘案し、日本および海外の課税関係を把握した上で、対象会社の買収という事業目的を達成する為のストラクチャーを構築することが求められます。

事業目的を達成する為のストラクチャーの構築にあたり、税務上の観点からの重要な検討項目として、日系企業であるという税務属性に起因する外国子会社合算税制(以下、「日本タックスヘイブン対策税制」)があげられます。M&Aの局面では、売手と買手が合意する売却対象事業の範囲を適切に売却対象資産に含めるために、売手による買収前の組織再編や関係会社間における債権放棄・債務免除等の事前再編の実施が予定される場合が考えられます。事前再編によって買収後に日本タックスヘイブン対策税制による税金費用が生じる可能性があるため、慎重な検討が必要です。

本ニュースレターでは、企業買収時の事前再編に関して日本タックスヘイブン対策税制上の合算課税が生じる可能性がある事例について解説します。

In detail

1. 日本タックスヘイブン対策税制の概要

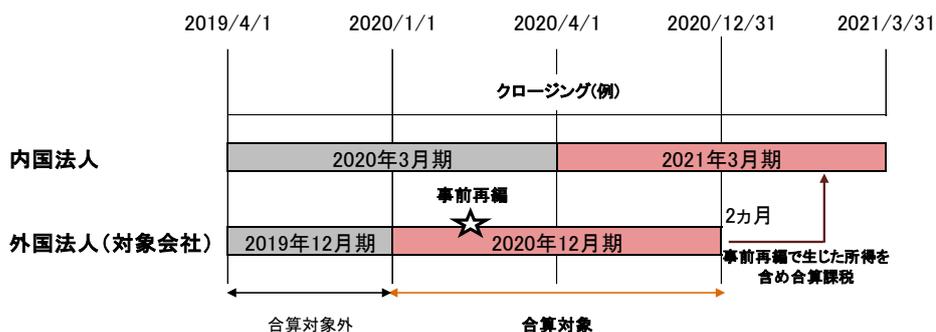
日本タックスヘイブン対策税制は、わが国の内国法人等が事業上の合理性がないにもかかわらず、租税負担の軽い国や地域に所在する子会社等を通じて事業を行うことにより租税回避を図る行為を規制するものです。内国法人等に係る外国関係会社の課税対象金額を、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2カ月を経過する日を含む内国法人等の事業年度において益金の額に算入する制度になります(租税特別措置法第66条の6第1項、第2項第2号、第3号、第5項、租税特別措置法施行令第39条の17の2)。

2. 合算課税の対象となる外国関係会社の事業年度

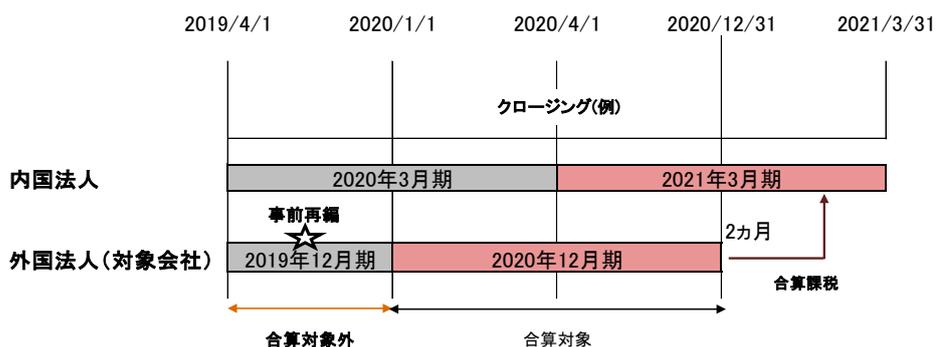
日本タックスヘイブン対策税制においては、外国関係会社の事業年度末における株主が内国法人等であるか否かにより日本タックスヘイブン対策税制の対象になるかを画一的に判断します。特定の事業年度末に内国法人等により支配されている場合には、当該外国関係会社の事業年度の開始の日から日本タックスヘイブン対策税制が適用されます。従って、外国関係会社の特定の事業年度末に内国法人等が企業買収等で当該外国関係会社の株主になった場合、内国法人等が株主として当該外国関係会社の経済的な支配権を獲得する前の期間に係る外国関係会社で生じた所得について、内国法人等において合算課税される可能性があります(租税特別措置法施行令第39条の20第1項)。

例えば、3月決算法人である内国法人が2020年4月1日に12月決算法人である外国法人を買収した場合、日本タックスヘイブン対策税制上の合算課税は、当該外国法人の事業年度末である2020年12月31日時点の株主である内国法人において、外国法人の2020年12月31日を期末とする事業年度の所得が対象となります。そのため、外国法人の2020年12月期において事前再編による所得が生じることが見込まれ、当該所得が日本タックスヘイブン対策税制により内国法人等の課税対象となる場合には、日本タックスヘイブン対策税制に基づく税金費用が生じる可能性があります(下記の上段の例示参照)。また、同様の観点から、当該設例においては、2019年12月期に行われる取引はすべて日本タックスヘイブン対策税制の適用対象外となります(下記の下段の例示参照)。

図表1: 事前再編とクロージングが外国法人の同一事業年度に起こる例



図表2: 事前再編とクロージングが外国法人の同一事業年度に起こらない例



3. 事前再編の取引例

買収前に実施される事前再編により、内国法人等において合算課税の対象となり得る所得として日本タックスヘイブン対策税制上の非課税所得(租税特別措置法施行令第39条の15第1項第1号、第2項第1号)があります。日本タックスヘイブン対策税制における非課税所得とは、「外国関係会社の本店所在地の外国法人税が当該外国関係会社において恒久的に課税されないものが、課税標準に含まれない所得の金額(非課税所得)に該当する。」¹ものと実務的には理解されています。以下で、非課税所得が生じる可能性のある事例を記載します。

事例① 対象会社A社が譲渡対象外の子会社株式を譲渡するケース

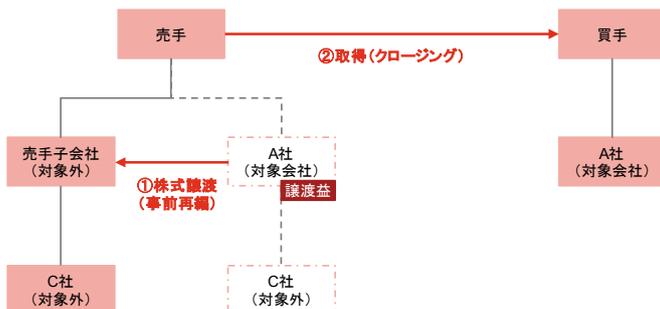
B国に所在する対象会社A社が買収取引における譲渡対象外のC社株式を時価により他の売手子会社に譲渡し、当該譲渡取引によってA社で生じた譲渡益はB国税法によって免税となる場合が想定されます。なお、売手子会社においては取得対価である時価によって税務上の簿価が認識されます。当該譲渡益

¹平成26年6月25日 公益社団法人 日本租税研究協会 国際税務検討会の報告書「外国子会社合算税制(タックス・ヘイブン対策税制)における課税上の取扱いについて」参照

は B 国において恒久的に課税されないものと考えられる可能性が高く、この場合には日本タックスヘイブン対策税制上の非課税所得に該当すると考えられます。

当該事前再編としての株式譲渡取引が 2. の図表 1 のように買収のクロージング日(2020 年 4 月 1 日)が属する A 社の事業年度中(2020 年 12 月期)に実行される場合、当該株式譲渡取引によって生じる株式譲渡益は買手である内国法人等における日本タックスヘイブン対策税制の適用対象になります。従って、A 社が当該事業年度にて会社単位の合算対象になる場合(A 社が対象外国関係会社または特定外国関係会社となる場合)²には、株式譲渡益が合算課税の対象になり、買手である内国法人等の日本の法人税の課税対象になる可能性が高いものと考えられます。

事例① 図表



事例② 対象会社 D 社が売手側の法人から債務免除を受けるケース

E 国に所在する対象会社 D 社が他の売手子会社から債務免除を受け、当該債務免除によって D 社で生じた債務免除益は E 国税法上、免税となる場合が想定されます。当該免除益が E 国において恒久的に課税されないならば、日本タックスヘイブン対策税制上の非課税所得に該当する可能性が高いと考えられます。

当該事前再編としての債務免除取引が 2. の図表 1 のように買収のクロージング日(2020 年 4 月 1 日)が属する D 社の事業年度中(2020 年 12 月期)に実行される場合、当該債務免除取引によって生じる債務免除益は買手である内国法人等における日本タックスヘイブン対策税制の適用対象になります。従って、D 社が当該事業年度にて会社単位の合算対象になる場合(D 社が対象外国関係会社または特定外国関係会社となる場合)には、債務免除益が合算課税の対象になり、買手である内国法人等の日本の法人税の課税対象になる可能性が高いものと考えられます。

事例② 図表



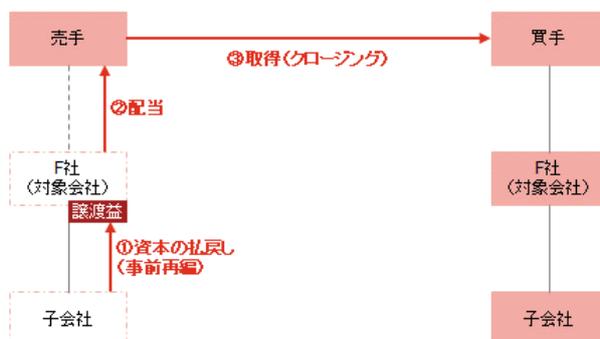
事例③ 対象会社 F 社が子会社の余剰資金を資本の払戻しによって還流するケース

G 国に所在する対象会社 F 社が子会社の余剰資金を、資本剰余金を原資とする分配によって還流し、F 社が受け取る当該分配の全額が G 国税法上、配当として免税となる場合が想定されます。この場合、当該分配額は G 国において恒久的に課税されないものとして取り扱われる可能性があります。当該分配が日本税務上の資本の払戻しに該当する場合、日本税法に基づいて算定される株式譲渡益は日本タックスヘイブン対策税制上の非課税所得に該当する可能性があるものと考えられます。

² 保有割合 25%未満の場合には、日本タックスヘイブン対策税制上の受動的所得の取り扱いについて留意が必要です。事例②③においても受動的所得に関する検討が必要となります。

当該事前再編としての資本剰余金を原資とする分配が2.の図表1のように買収のクロージング日(2020年4月1日)が属するF社の事業年度中(2020年12月期)に実行される場合、株式譲渡益として日本税務上取り扱われる金額は買手である内国法人等における日本タックスヘイブン対策税制の適用対象になる可能性があります。従って、F社の所得が当該事業年度にて会社単位の合算対象になる場合(F社が対象外国関係会社または特定外国関係会社となる場合)には、当該株式譲渡益相当額が合算課税の対象になり、買手である内国法人等の日本の法人税の課税対象になる可能性が高いものと考えられます。

事例③ 図表



4. 事前再編における日本タックスヘイブン対策税制の検討の重要性

対象会社において買収前に事前再編が実施されることが想定される場合には、日本タックスヘイブン対策税制上の課税が生じないかという観点で確認・検討することが重要です。特に、売手が外国法人である場合に日本タックスヘイブン対策税制の合算課税の課税について売手の理解を得るためには、十分な説明を行う必要があります。また買手である日本法人の税務属性に起因する為、売手に補償を求めることは困難な場合が多いものと理解しています。事前再編が売手から提案される場合には、事前再編による日本タックスヘイブン対策税制の適用に係る税金費用を考慮しつつ、税務ストラクチャリングについて案件の早い段階で日本の税務専門家を関与させた上で、取引の評価、対応策の策定を行うことが推奨されます。

加えて、デューデリジェンスプロセスにおいて対象会社が進行事業年度にて組織再編取引等の日本タックスヘイブン対策税制上の合算課税が生じる可能性がある取引を行っていないか、日本タックスヘイブン対策税制の観点で精査しておくことも重要です。同時に事前再編以外にも買収完了後に日本タックスヘイブン対策税制上の税務属性を把握する観点から、対象会社群の内容を日本タックスヘイブン対策税制の観点から把握することも同様に重要と考えます。

なお、本ニュースレターでは外国関係会社が会社単位での合算課税となる想定としておりますが、実務上は外国関係会社の租税負担割合、経済活動基準等の充足、受動的所得の有無等についても慎重に検討しなければならない点留意する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
原 嵩

シニアマネージャー
関口 佳弘

マネージャー
安藤 宏

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.